

第5回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

○日時 令和4年12月12日（月）10：00～12：00

○場所 オンライン開催

○出席者 （50音順、敬称略）

構成員

石綿 はる美

大浦 俊哉

河島 貴子

佐藤 康憲

中村 みどり

西村 実

橋本 和明

橋本 佳子

浜田 真樹

薬師寺 順子

吉田 恒雄

オブザーバー

向井宣人（最高裁判所事務総局家庭局 第二課長）

佐藤 隆幸（法務省民事局 参事官）

古谷 真良（法務省民事局 民事法制企画官）

事務局

藤原朋子（子ども家庭局長）

野村知司（大臣官房審議官（子ども家庭、少子化、児童虐待防止担当））

羽野嘉朗（子ども家庭局虐待防止対策推進室長）

○議題

（1）当事者からのヒアリング

（2）一時保護状請求手続について

○議事要旨

- 前半では、議事（１）当事者からのヒアリングとして、一時保護の経験者であるむぎ氏（仮名）、香坂ちひろ氏（仮名）より一時保護状請求手続に関しヒアリングが実施され、その後出席者との間で質疑応答が行われた。主な内容は以下のとおり。

【むぎ氏】

- ・ 一時保護をされてから、今後どうなっていくのかよくわからず、とても不安だった。
- ・ 大人への不信感のようなものが積み重なった状態で一時保護され、「これからあなたがどうしたいか聞きます」とだけ言われても、大人と信頼関係すら築けない中で話すのはとても難しかった。
- ・ 児童相談所の職員には言えないこともあるので、子どもの意見を聞く際には、その子どもが、話したい、話せるとする第三者が入ることが大切ではないか。
- ・ 子どもの人生は児童相談所の決定に大きく左右される。家に帰りたくないのに返されたとか、その逆もだが、子どもとしては何故そうなったのかよくわからない。子どもの年齢等を問わず、経緯等をしっかり説明することが大切ではないか。
- ・ 一時保護開始から7日以内に子どもの意見・意向を確認して裁判官に伝達することだが、子どもが意見を話せるようになるには7日では足りないと思う。制度設計にあたっては、様々な当事者の意見を聞き、細かく固めていってもらいたい。
- ・ 子どもが言葉にしていることが全てではなく、思いはその時々で変わる。そこには沢山の葛藤があるのに、発した言葉が思いの全てだと捉えられることが上手く話せなかった原因だと思っている。子どもが発せない言葉やその裏側にあるもやもやなどを汲み取るためにも、その子どものことをよく分かり、話を聞くスキルのある第三者を入れるべきだと思う。

【香坂氏】

- ・ 一番に、子どもの声を聞く重要性を今一度考えてもらいたい。虐待を受けるなど、適切な養育を受けていなかった子どもたちは声を奪われてきた経験が多いと思う。
- ・ 私自身も、一時保護されて、いざ「あなたの気持ちを話してください」と言われても、それまで自分の意思や意見を持つことができない環境にいたため、すぐに話すことはできなかった。
- ・ 子どもたちに対し、家に帰りたかどうかをすぐに聞くのではなく、今までどのような経験をし、どのような気持ちを持ってきたのかから少しずつ話を聞いてほしい。
- ・ 子どもとしては、心の底から信頼できる人に、今までの経緯等をしっかりと話した上で、意見を聞いてもらいたいと思う。また、現在の状況や今選ぶことのできる選択肢等を提示して、しっかりと説明してもらいたい。
- ・ 子どもはいろいろと勘ぐってしまうので、児童相談所の職員や親権者の関係者等ではなく、子どもの声を聞く第三者的な人物がいた方がいいのではないか。

- ・ 司法審査では、子どもの情報は書面で裁判官に届けられると思うが、それは机の上で起こっていることではなく、人生の一部であり、様々な思いが詰め込まれている。子どもたちは一時保護されて終わりではなく、何十年も続く人生の中でこの経験を抱えていかなければいけない。関係者の皆さんはその第一歩の決断に関わっているということをしかりと考えてもらいたい。

【出席者との質疑応答／むぎ氏】

- ・ 大人のちょっとした声かけの仕方に傷つき、どうせ分かってくれないだろうと思ったので、家の中で起こっていたことを打ち明けることができなかった。
- ・ 子どもの意見を聞きとってまとめた場合には、齟齬がないよう、言いたいことはこういうことで合っているかなどを子ども自身に確認してほしい。
- ・ 子どもの声を聞くにあたっては、二次被害を生まない聴取のスキルを身につけるとともに、自分が聴取することができていない限界があるのではないかという認識を忘れないようにしてほしい。
- ・ 子ども自ら意見書面を作成した場合については、その書面がどのように使われ、その後は誰が保管しているのか等を不安に思う子どももいると思う。
- ・ 意見聴取等は、子どもの体調等にも配慮し、適切なタイミングで臨機応変に行ってもらいたい。

【出席者との質疑応答／香坂氏】

- ・ 大人との関係について、当初の言動に抱いた不信感を持ち続けたこともあったが、何よりも子どもの気持ちを聞き、なんとかしようとしてくれた大人との間には少しずつ信頼関係ができていった。
- ・ 裁判所に提出する書面には、子どもがこれまで経験してきたことや一時保護に至った経緯等を詳細に記載してもらいたい。
- ・ 海外の仕組み等も参考に、信頼できる大人が子どもの声を聞き、その気持ちを代弁するような機関や役職等を作ってほしい。
- ・ 子どもの意見等を聞くプロセスの指針のようなものがあるとよいのではないか。まずは子どもの年齢に合った説明の仕方状況で状況を説明する。子どもの意見が何に使われるのかもしっかりと伝えてほしい。また、意見は聞きっぱなしにするのではなく、子どもに対してフィードバックしてもらいたい。

- 後半では、議事（２）一時保護状請求手続について、事務局から資料説明の後、出席者による意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

【親権を行う者等に対する説明、同意の確認方法等について】

- ・ 親権を行う者等に対して説明した事項は、例えばチェックリストのようなもので、後から確認できるようにしておくべきではないか。
- ・ 一時保護開始から7日以内に、一時保護の理由を、親権を行う者等に対して詳細かつ具体的に説明するのが難しい場合もあるのではないか。どの程度の説明を行うべきか、考え方を整理しておく必要があるのではないか。
- ・ 一時保護開始の時点では、今後の見通しを当事者に対し明確に説明するのは非常に難しく、可能な限り伝えるという対応にならざるをえない場合もある。見通しについては、その後も随時、繰り返し丁寧に伝えることが大切ではないか。
- ・ 子どもとの面会通信についても、説明事項に明記すべきではないか。
- ・ 子どもが保護を求めた場合に、その旨を一時保護の理由として親権を行う者等に伝えることが子どもの今後にとってよくない場合もあるのではないか。
- ・ 同意の確認時に避けるべき言動を漏れなく示すのは難しいと思われる。マニュアルではものの考え方を示し、具体的対応として、児童相談所内の研修等をしっかりと行うよう周知すべきではないか。
- ・ 同意の確認の際には、親権を行う者等に心理的圧力を与えることのないよう、慎重になるべきである。
- ・ 書面で同意を確認するとしても、親権を行う者等がどのような意思表示をしたことをもって同意と判断するかを整理すべきではないか。例えば、親権を行う者等が自身の虐待を理由とした一時保護であれば納得できないが、子どもの問題行動を理由とした一時保護であれば同意するといった場合等が考えられる。
- ・ 書面で同意を確認したとしても、その後同意を撤回されることがありうる。そのような場合に現場で混乱が生じないように対応を検討しておくべきではないか。

【親権を行う者等の意見の取扱いについて】

- ・ 一時保護時の司法審査は、裁判所が、親権者本人に直接話を聞く、又は書面で照会して意見を述べてもらうことは、制度上、予定されておらず、児童相談所を通じて親権を行う者等の意見を確認することとなっており、その意見を電磁的記録媒体（音声、動画等）や封書の形で裁判官に伝達することは、そもそも制度の建て付けと合わないのではないか。
- ・ 電磁的記録媒体については、ウイルスチェックや動画等を読み込むアプリケーション等の問題により内容を確認することができない、反訳書を添付してもらう必要が生じうるなどの問題があるのではないか。
- ・ 書面に比べて録音・録画であれば意見を要領良くまとめられるかは疑問であるし、音声、動画等は確認に時間を要し、迅速審査に適さないため、意思の伝達手段として有効ではないのではないか。

【子どもの意見・意向等について】

- ・ 子どもの意見等を誰が聞くかが重要である。子ども自身がこの人に話したいという第三者等がいるのであれば、当該人物に子どもが話した内容を聞き取って裁判所に提供する書面に盛り込むなど、柔軟に対応してはどうか。
- ・ 子どもの権利擁護の仕組みを形骸化させないこと。子どもがいざ仕組みを使おうと思っても使えないものであってはならない。
- ・ 児童相談所が児童の意見・意向を聴き取ってまとめた場合には、その内容等を子ども本人に（口頭等で）確認してもらえるとよいと思う。
- ・ 子どもの意見・意向がどのように取り扱われ、支援に反映されたかが大切であると思う。一時保護状請求前の説明事項だけでなく、一時保護状発付後に児童相談所が子どもに対し説明すべきことを整理する必要があるのではないか。
- ・ 児童相談所としては、一時保護が必要だと考える理由や裁判官の判断について、子どもにしっかりと説明（フィードバック）すべきではないか。
- ・ 子どもが安心して話すことのできる環境があるか、子どもの信頼感があるかが重要だと思う。
- ・ 子どもに対しては、入所中の生活、とりわけ一時保護所のルール、携帯電話を含めた所持品の取扱い等について十分に説明することが大切ではないか。
- ・ 子どもたちには、子ども自身の話したことが親権を行う者等に伝わるかどうかなど、子どもの意見・意向等の取扱いについて説明すべきではないか。
- ・ 一時保護状請求にあたっては、客観的事実と評価・所見を分けて整理することが重要であろう。
- ・ 特に子ども自身が一時保護に反対している場合は、その理由及び児童相談所としてそれでもなお一時保護した方がよいと判断したのはなぜかという評価をしっかりと裁判官に伝えることが大切ではないか。
- ・ 子どもに対して説明を尽くした上で、子ども自身が言いたくないということであれば、無理に考えを述べてもらうべきではないと思う。一時保護状請求との関係で一時保護開始から7日以内に子どもの意見等を聞くことは大切だが、これからの児童相談所の関わりの第一歩として捉えることが必要ではないか。
- ・ 子どもを日常的に見守ってきた関係機関等の意見や、当該機関等が子どもから聞いていたことなどはどのように裁判所に提供する書面に盛り込めばよいか、検討すべきではないか。

以上